

第4編 特殊災害等編

第4編 目次

第1章 総論	特-1
第2章 特殊災害等対策計画	特-3
第1節 大規模火災対策計画	特-3
第2節 林野火災対策計画	特-8
第3節 富士山等噴火降灰対策計画	特-11
第4節 長期停電対策計画	特-12
第3章 大規模事故等対策計画	特-14
第1節 危険物等災害対策計画	特-14
第2節 航空機災害対策計画	特-21
第3節 鉄道災害対策計画	特-23
第4節 道路災害対策計画	特-25
第5節 放射性物質事故災害対策計画	特-27
第6節 不発弾等災害対策計画	特-37

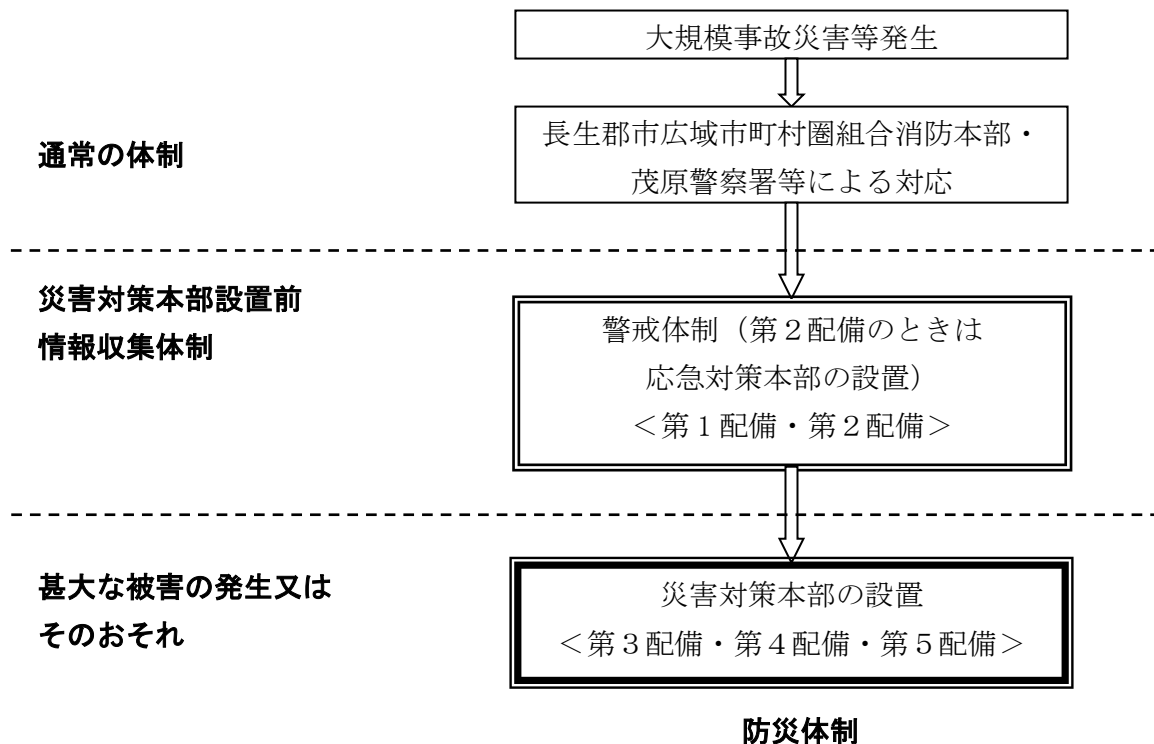
第1章 総論

1 計画の目的と体制

この計画は、千葉県地域防災計画との整合を図りつつ、本計画震災編を基本として、それぞれの特種災害及び大規模事故災害に対し基本方針、予防計画、応急対策計画を定め、関係機関が迅速かつ適切な行動を取ることで、市民の安全を守ることを目的とした。

大規模事故災害等対策は、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者、警察機関及び消防機関が中心となり、救出救助、消火活動、二次災害の防止等を実施するが、被害が甚大で、対策が必要な場合は、市の機能を持って応急対策を実施する。

また、復旧対策についても、原則として事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、震災編の震災復旧計画を適用するものとする。市に、災害の大きさに応じた防災体制を確立することにより、その対応にあたる。



2 特殊災害の対象

特殊災害等として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、本計画の震災編・風水害等編以外の特殊な災害及び社会的要因により発生する事故災害で、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものとする。

なお、茂原市で発生すると想定される特殊災害等は、次のとおりである。

また、次に掲げられていない災害で、特殊災害等に類する災害についても、この計画を準用する。

【予想される特殊災害等】

- | | |
|---------|------------|
| ○特殊災害 | |
| ①大規模火災 | ③富士山等噴火降灰 |
| ②林野火災 | ④長期停電 |
| ○大規模事故 | |
| ⑤危険物等災害 | ⑧道路災害 |
| ⑥航空機災害 | ⑨放射性物質事故災害 |
| ⑦鉄道災害 | ⑩不発弾等災害 |

第2章 特殊災害等対策計画

第1節 大規模火災対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／所管施設管理者】

1 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

① 建築物の防火規制

ア 市は、建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定拡大を推進する。

イ 市及び県は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の耐火性能の向上による延焼防止措置を指導する。

② 都市防災不燃化促進事業

市及び県は、大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を検討する。

(2) 防災空間の整備・拡大

① 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市及び県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。

② 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

市及び県は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図る。

③ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、市及び県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

市及び県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業等を基本として、都市基盤の整備を促進する。

(4) 火災に係る立入検査

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

<立入検査の主眼点>

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

- ① 防火管理者及び消防計画

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく次に掲げる事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

② 防火対象物の点検及び報告

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

② 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(8) 文化財の防火対策

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練に努める。

(9) 消防組織及び防災資機材の充実

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

- ① 市及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ② 市及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、防災行政無線及び広報車により周辺居住者に情報の伝達をする。被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第2編「震災編」第3章第1節第9「災害救助法の適用」に定めるところによる。なお、大規模火災時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、定める数以上の住家に被害が生じた場合のほか、第4号により多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。

(4) 消防活動

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて千葉県広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(5) 救助・救急計画

市及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国、県の各機関、近隣市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(6) 交通規制計画

茂原警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を実施する。

(7) 避難計画

市は、必要に応じ、避難指示を発令し、避難所を開設する。避難誘導に当たっては、茂原警察署等と協力し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(8) 救援・救護計画

市は、避難者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。必要に応じて救護所を設置し、被災者の受入れを行う。

(9) 警戒区域の設定

① 火災警戒区域

消防長又は消防署長は、消防法第 23 条の 2 により、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災により人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気使用禁止、退去命令、出入禁止、出入制限等の措置を行うことができる。

② 消防警戒区域

消防吏員又は消防団員は、消防法第 28 条により、火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、退去命令、出入禁止、出入制限等の措置を行うことができる。

第2節 林野火災対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／千葉県森林組合／森林所有者】

1 基本方針

近年、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなっている。一方で管理が行き届かず荒廃した森林も存在し、林野火災の発生が懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

① 広報活動

市及び県は、防災行政無線、広報紙、ホームページ等を利用し、住民の注意を喚起する。

② 学校教育による指導

市及び県は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

③ 山火事予防運動の実施

市、県及び千葉県森林組合（以下「森林組合」という。）は、山火事予防運動の啓発事業を推進する。

(2) 法令による規制

① 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市は、住民に対し、火災警報発令下における条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

市は、林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

③ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 予防施設の設置

市、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(4) 消火施設の設置

市及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

(5) 林野等の整備

① 林道

市及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

② 防火線

市、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

① 市及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

② 市及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、防災行政無線及び広報車により周辺居住者に情報の伝達をする。被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ連絡する。

(3) 消防活動

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

空からの消火については、県及び自衛隊が所有する空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

【県所有の空中消火資機材】

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(4) 救助・救急計画

市及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国、県の各機関、近隣市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 交通規制計画

茂原警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を実施する。

(6) 避難計画

市は、必要に応じ、避難指示を発令し、避難所を開設する。避難誘導に当たっては、茂原警察署等と協力し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(7) 救援・救護計画

市は、避難者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。必要に応じて救護所を設置し、被災者の受入れを行う。

第3節 富士山等噴火降灰対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／
施設管理者／ライフライン事業者】

1 基本方針

平成25年5月16日に、内閣府から「大規模火山災害対策への提言」が公表された。提言では、大規模火山災害への備えの現状の課題を明らかにされ、国と地方公共団体が大規模火山災害に備えて取り組むべき事項が示された。また、内閣府の「広域的な火山防災対策に係る検討会」では、富士山宝永噴火（1707年）と同程度の降灰シナリオを示しており、本市においても2cm以上が堆積することとなっている。今後、国や県の動向を踏まえ、より具体的な防災対策を検討し、内容の充実を図る。

2 予防計画

市は、国や県の動向を踏まえ、今後進めるべき対策について、より具体的に検討する。
また、市及び各防災機関は、大規模火山噴火の際に本市に影響を及ぼすもの（降灰等）に関する防災知識の周知徹底を図る。

3 応急対策計画

（1）情報の収集・伝達・広報

富士山噴火に伴う降灰時に、被害に関する情報を迅速かつ的確に把握し対応するため、市は、火山情報や降灰情報等の被害情報を収集、伝達、広報する。

（2）避難

富士山噴火に伴う降灰時に、市長は必要に応じて避難指示を発令し、各防災機関の協力を得て、避難誘導、避難所の設置、災害時要援護者の安全確保、他地区への移送を行う。

（3）警備・交通規制

富士山噴火に伴う降灰時に、茂原警察署は、警備や交通規制等を実施する。

（4）交通機関の応急・復旧対策

道路、鉄道施設に被害が発生した場合、各施設管理者は、速やかに復旧を図る。

（5）ライフライン等の応急・復旧対策

電気、水道、下水道、電話等の施設が被災した場合、ライフライン各機関は非常配備態勢を敷き、応急・復旧対策を実施する。

（6）その他

その他必要な対策については、国や県の動向を踏まえ、今後検討する。

第4節 長期停電対策計画

【市／県／東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社／施設管理者】

1 基本方針

近年、台風等により長期の停電が発生した場合、高齢化社会を迎え、熱中症や家電製品の使用困難等により住民の生命や生活に影響を及ぼすため、具体的な応急対策について定める。

2 予防計画

市は、停電時に備え、非常用電源及び燃料を確保するとともに、住民に対し停電への準備すべき事項について周知徹底を図る。

3 応急対策計画

(1) 停電情報の収集

東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社から茂原市内の停電に関する情報を収集するとともに、各家屋一軒一軒の停電情報を収集するため、電話等により停電の問い合わせのあった住民の情報活用や地域の巡回により情報を収集する。また、住民からの情報等については、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社に逐次通報するが、状況により「災害時における連絡調整委員の派遣に関する覚書」に則り連絡調整員の派遣を要請する。

(2) 電力の供給

人命にかかわる施設を優先して、国交省に高圧電源車の支援を依頼する。また、電気自動車等の活用に努める。

(3) 避難

停電時の冷房又は暖房対策として、避難所を開設する。この際、冷房対策では、クーラーの使用が可能な避難所を開設する。

(4) 給水

第2編「震災編」の第2章第5節第7「給水体制の整備」及び第3章第2節第13「給水」に定めるところによる。

(5) 食料の供給

第2編「震災編」の第2章第5節第8「食料・生活関連物資供給体制の整備」及び第3章第2節第14「食料の供給」に定めるところによる

(6) 入浴

停電していないスポーツクラブ等の協力について調整する。やむを得ない場合は、県への支援要請や自衛隊への災害派遣要請で対応する。

(7) 携帯電話の充電

停電していない避難所や市役所、公共施設で携帯電話の充電ができるように対応する。また、防災備蓄倉庫等にある発電機の活用に努める。

(8) 広報

防災行政無線、広報車、ホームページ等により情報提供するが、停電地域については、特に広報車の活用に努める。

第3章 大規模事故等対策計画

第1節 危険物等災害対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／危険物を取り扱う事業所】

1 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 危険物

① 事業者等

ア 消防法を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業者等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が隣接している場合は、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

② 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は改修、移転の指導を行う。

イ 長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を把握する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を計画的に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 防災教育

危険物を取り扱う事業所等の従業員等に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

【参考】資料 7-4：危険物製造所等の設置状況

(2) 高圧ガス

① 事業者等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

ア 防災資機材の整備

(ア) 事業者等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 事業者等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

事業者等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 火薬類

① 事業者等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等のたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

事業者等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物

① 毒物劇物販売業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからエにより危害防止に努める。

② 県（長生健康福祉センター（保健所））

毒物劇物販売業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する

（５）危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏えいによる環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

3 応急対策計画

（１）危険物

① 事業者等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

（ア）責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番でちば消防共同指令センターに連絡するとともに、必要に応じて付近住民及び近隣企業へ通報する。

（イ）責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期消火活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期消火活動を行う。

特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

② 市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、各機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業者、県、市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。茂原警察署その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、茂原警察署と協力し、避難指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

茂原警察署等は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、茂原警察署等は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等は、災害の発生原因の究明に当たる。

(2) 高圧ガス

① 事業者等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

② 市その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

ウ 防災資機材の調達

（ア）市及び県は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

（イ）長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等は、防災資機材の緊急輸送に協力するよう努める。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

（ア）防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

（イ）市は、必要に応じ避難指示を行う。

（ウ）茂原警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

オ 原因の究明

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等は、災害の発生原因の究明に当たる。

（3）火薬類

① 事業者等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

② 市その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ、避難指示を行う。

(ウ) 茂原警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等は、災害の発生原因の究明に当たる。

(4) 毒物劇物

① 毒物劇物販売業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、長生健康福祉センター（保健所）、市、茂原警察署又は長生郡市広域市町村圏組合消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

② 市その他関係機関

ア 緊急通報

県（長生健康福祉センター（保健所））、市、茂原警察署又は長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、毒物劇物販売業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（長生健康福祉センター（保健所））、茂原警察署及び市等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（長生健康福祉センター（保健所））は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難指示を行う。

カ 原因の究明

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署等は、災害の発生原因の究明に当たる。

第2節 航空機災害対策計画

1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を講じる。

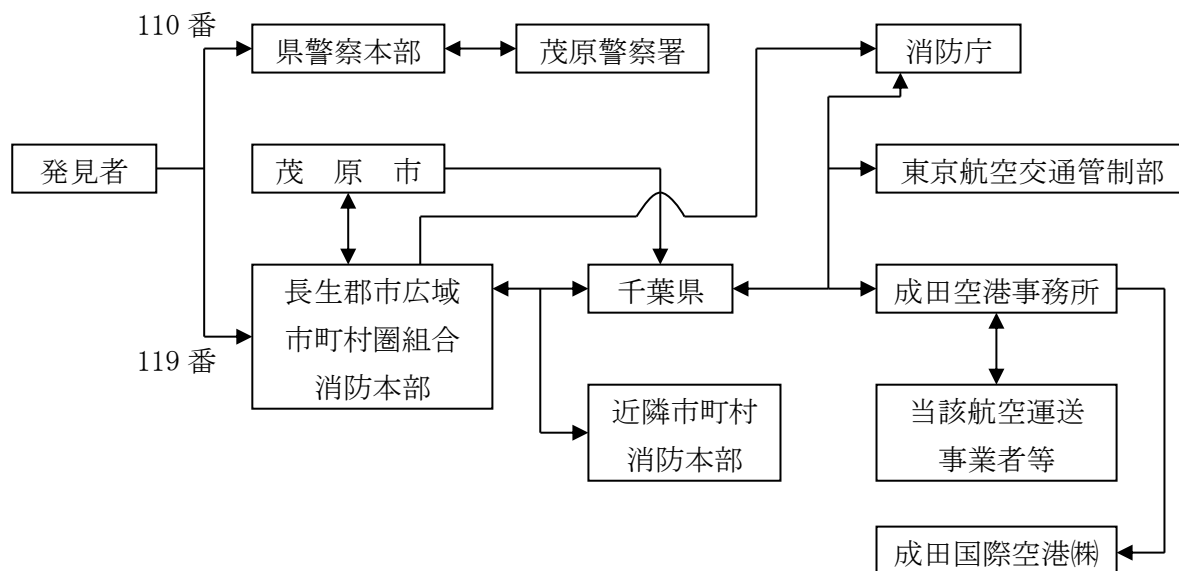
2 予防計画

情報の収集については、関係機関において、情報の収集、連絡体制を整備する。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

航空機事故を確認したときは、市は長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連絡をとり、県に通報する。各関係機関は、初動体制を早期に確立するため、次のルートにより情報の受伝達を行う。



(2) 消防活動

航空機災害に係る火災が発生した場合、長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じ、市長及び消防職員は、警戒区域を設定する。災害規模が大きく、当該消防本部だけで対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防本部に応援を求める。

(3) 救出・救護活動

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活

動を実施する。市は、災害現場に救護所を設置する。負傷者の救護は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

(4) 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

(5) 交通規制計画

茂原警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 避難計画

航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域の避難場所を開設し、収容する。

(7) 広報活動

市、茂原警察署及び当該航空事業者は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関、防災行政無線、広報車等により、地域住民や旅客等に対して、必要な広報を行う。

(8) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を講じる。災害現場の清掃は、災害救助法の定めにより行う。

第3節 鉄道災害対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／東日本旅客鉄道株式会社】

1 基本方針

鉄道施設における列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を講じる。

2 予防計画

(1) 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

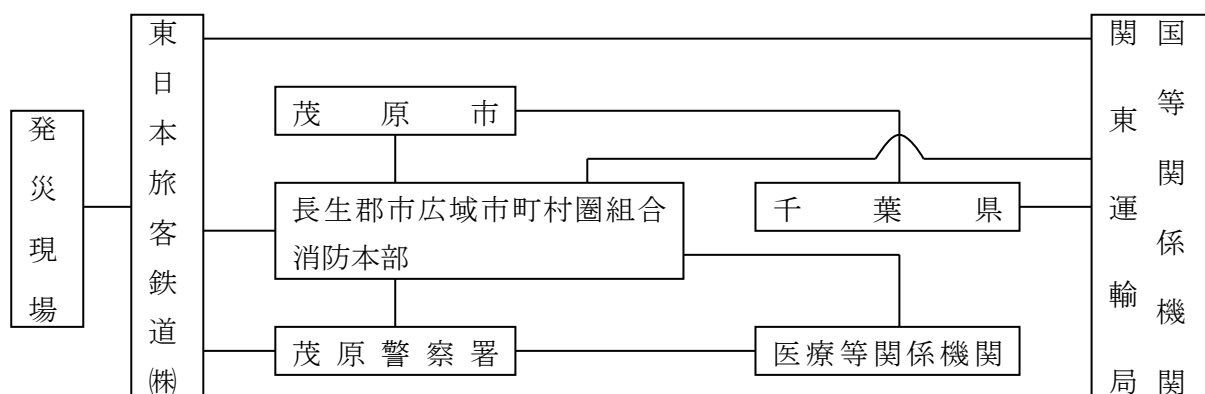
(2) 行政等による予防対策

- ① 市、県及び東日本旅客鉄道株式会社は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 市及び県は、主要な交通施設の被災により、広域的な経済活動や市民生活へ支障等を来さないように努力する。
- ③ 市、県、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

鉄道事故発生後速やかに、市は県に通報する。各関係機関は、初動体制を早期に確立するため、次のルートにより情報の受伝達を行う。



(2) 相互協力・広報活動

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。市は、事故発生状況や地域住民への影響等について、防災行政無線、広報車等により広報活動を行う。また、市等は、被害の規模に応じて他の市町村に応援を要請する。

(3) 消防活動

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努める。
長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 救急・救助活動

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行う。市は、必要に応じ資機材等を確保し、救急・救助活動を行う。

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。市は、災害現場に救護所を設置する。

負傷者の救護は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

(5) 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

(6) 交通規制計画

茂原警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(7) 避難計画

市及び茂原警察署は、必要に応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

第4節 道路災害対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／道路管理者／輸送事業者】

1 基本方針

道路において、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩壊並びに道路構造物の被災、車両衝突及び火災事故、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を講じる。

2 予防計画

(1) 危険箇所の把握・改修

管理する道路については、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震時等における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所、落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に把握するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

(2) 資機材の保有

被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有する。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、茂原警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、道路管理者へ通報するとともに、事故発生状況、被害状況等の情報を収集し、把握できた範囲から県へ報告する。

(2) 相互協力・広報活動

市は、事故発生状況や地域住民への影響等について、防災行政無線、広報車等により広報活動を行う。また、被害の規模に応じて他の市町村に応援を要請する。

(3) 救急・救助活動

市は、必要に応じ資機材等を確保し、救急・救助活動を行う。

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。市は、災害現場に救護所を設置する。

負傷者の救護は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

(4) 危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出の対処

- ① 輸送業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。
- ② 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の拡散防止及び除去など防除活動を実施する。
- ③ 道路管理者及び茂原警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(5) 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

(6) 交通規制計画

茂原警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(7) 避難計画

- ① 市及び茂原警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。
- ② 市及び関係機関は、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第5節 放射性物質事故災害対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／放射性物質取扱事業所】

1 基本方針

県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所（※7）のほか、核原料物質使用事業所（※5）や核燃料物質使用事業所（※6）が存在している。

本市においては、「原子力災害対策指針について（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所（※4）の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urment Protective Action Planning Zone）」には入っていないが、核燃料物質使用事業所があることにより、当該事業所と異常事態発生時の通報連絡体制を確立しているところである。

核原料物質（※1）、核燃料物質（※2）又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素（※3）又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、市は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、「茂原市地域防災計画（特殊災害等編）」に、放射性物質取扱事業所（※8）及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」に準じて行うこととする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

- （※1）核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- （※2）核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- （※3）放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- （※4）原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
- （※5）核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- （※6）核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- （※7）放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2

第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

(※8) 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

(1) 県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業

所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等

の自然災害などに起因する事故を想定する。

(2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破

損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

(3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

3 予防計画

(1) 放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

【参考】資料7-3：県内の核燃料物質等使用事業所の現状

(2) 情報の収集・連絡体制整備

市は、国、県、関係市町村、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

(4) 応急活動体制の整備

① 職員の活動体制

市は、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

② 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものと

する。また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携に努める。

③ 防護資機材等の整備

市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

(5) 環境放射線モニタリング体制の整備

① 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は、平常時の空間放射線量率のデータを国・県と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

② 放射線測定器等の整備

市は、平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

(6) 緊急時被ばく医療体制の整備

① 被ばく治療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて市外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

また、あらかじめ県、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

② 被ばく傷病者搬送体制の整備

市は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備え、県と連携し、広域応援体制の整備に努めるものとする。

(7) 退避誘導体制の整備

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(8) 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、県と協力して、市民が必要とするモニタリング結果などの情報を、迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が円滑に行えるよう平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

(10) 市内事業所における事故予防対策

① 核燃料物質使用事業所

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び市地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

② 放射性同位元素等使用事業所

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

4 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

① 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲及び程度等

カ その他必要と認める事項

市は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、把握できた範囲から県に報告する。

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

② 市内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

市は、事故の通報を受けた場合は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、把握できた範囲から県に報告する。

県は、火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

③ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、市は、国や県並びに事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

④ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 事業者による応急対策活動の実施

① 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じるものとする。

② 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

(3) 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

① 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による環境放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

【県による緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

ア 大気汚染調査	イ 水質調査	ウ 土壌調査
エ 農林産物への影響調査	オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	ク 工業製品調査	ケ 廃棄物調査

② 市等の措置

市及び長生郡市広域市町村圏組合は、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、また、学校、公園等施設管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、土壌調査等を実施し、結果をホームページ等で公表する。

(4) 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。

また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表30IL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じるものとする。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
		(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
緊急防護措置	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm※3			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
		(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
		β 線: 13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】			
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
		(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
		(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成

が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と

暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(5) 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じて、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て、緊急時被ばく医療対策を行うものとする。市は、必要に応じ、県に支援を要請する。

(6) 広報相談活動

- ① 市は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報について、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ等により迅速かつ的確に広報する
- ② 市は、住民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

(7) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

【食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(8) 傷病者の搬送体制の整備

市は、放射性物質事故が発生し、傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備え、広域応援体制の整備に努めるものとする。

(9) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

長生郡市広域市町村圏組合消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

(10) 広域避難

被災者を市外へ広域避難させる場合、又は市外から受け入れる場合は、以下のとおり行う。

① 広域避難の要請

ア 県内他市町村への広域避難

本市から県内の他市町村への広域避難が必要な場合は、被災者の受入れについて他の市町村長と協議する。なお、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。また、県は受入れ先市町村の調整を行うものとするとともに、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等支援する。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入等

県域を越える避難が必要な場合は、市は県に対し、他の都道府県への受入協議等を要請する。なお、他の被災都道府県から県内への広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村と調整し、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

② 広域避難者の受入・支援

市は、県内他市町村や県から広域避難者の受入れについて要請を受けた場合は、市内の被災などで受入れ困難な場合を除いて受入れを行うものとし、以下の支援を行う。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者から、避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 避難者への情報提供等

市は被災者台帳の活用等により、被災者の居住の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

特に所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連携を密にし、情報やサービスの提供に支障が生じないように配慮する。

5 復旧対策計画

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 住民の健康管理

市は、県と連携して、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市と長生郡市広域市町村圏組合は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第6節 不発弾等災害対策計画

【市／県／長生郡市広域市町村圏組合消防本部／茂原警察署／自衛隊】

1 基本方針

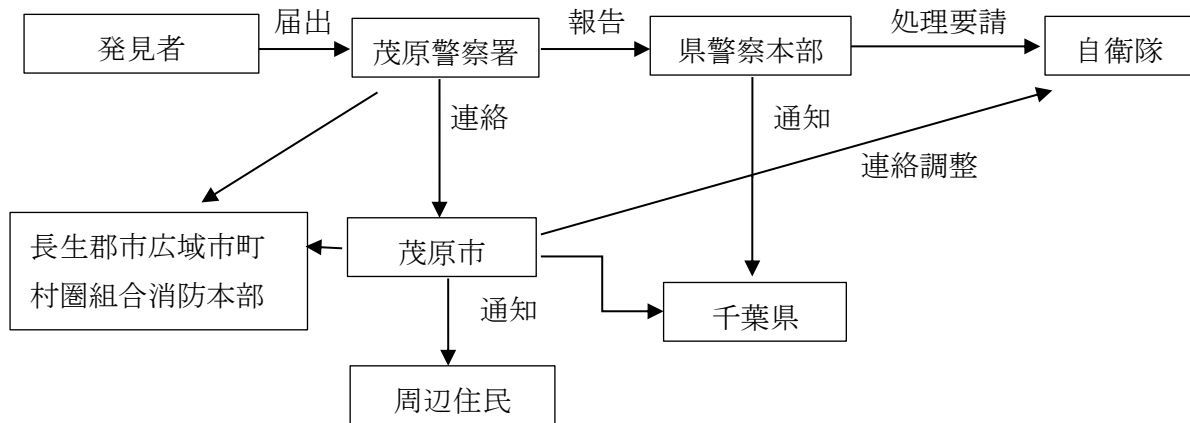
工事現場等において、偶発的に発見された不発弾等の処理対策について定める。

なお、不発弾処理は、災害対策基本法の第2条第1号の災害の項の「爆発」にあたり、市町村長の責任で、不発弾処理対策本部を設置し、避難の指示（法第60条）及び警戒区域設定（法第63条）等を行い処理するものである。

2 不発弾等処理

(1) 通報・連絡

- ① 不発弾等の発見者は、茂原警察署へ通報する。
- ② 茂原警察署は、不発弾等を見出し、又は発見の届出を受けたときは、市に通報するとともに、千葉県警を通じて、自衛隊へ不発弾等の確認及び処理を要請する。



(2) 安全処置

市は、不発弾等に爆発のおそれがあるときは、自衛隊に不発弾の安全処置を依頼し、茂原警察署と調整し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止するとともに、処理までの期間に必要な警戒処置をとる。この際、地域住民や報道機関に対し、不発弾の発見等に関する広報を実施する。

また、市は不発弾処理対策本部（災害対策本部に準ずる組織とする。）を設置し、不発弾の処理に関する今後の対応等を協議する。

(3) 交通規制

茂原警察署は、不発弾等の処理が完了するまでの間、必要に応じ周辺の交通規制を実施する。

(4) 不発弾処理計画の策定

① 市は、自衛隊を中心に関係機関と次の事項を調整し、不発弾処理計画を策定する。

- ア 不発弾処理方法
- イ 処理日
- ウ 警戒区域の設定及び要配慮者を含む避難対象者の把握
- エ 避難所の設置
- オ 防護壁
- カ 処理時の警備及び交通規制要領
- キ 現地対策本部の設置
- ク 地域住民への周知
- ケ 救急救護
- コ 通信連絡 等

② 市は、計画策定時、必要に応じ関係機関を含め調整会議を実施する。

(5) 不発弾処理の実施

- ① 市は、指定した避難場所へ、周辺住民に避難指示を行うとともに、関係機関と協力して、交通規制を含む警戒態勢をとる。
- ② 自衛隊は、処理できる体制を確認し、信管の除去や爆発等必要な処理作業を実施する。
- ③ 本部長（市長）は、処理したのち、処理現場で状況を確認し、安全宣言を実施する。

(6) 広報活動

市は、不発弾発見時から処理までの間、必要に応じて地域住民や報道機関へ広報活動を実施する。